

## 浜松市上下水道部公告第105号

浜松市上下水道部の物品購入等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市上下水道部契約規程（昭和41年浜松市公営企業局管理規程第17号）が準用する浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。

令和3年3月5日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 寺田 賢次

### 記

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 (水) 高速液体クロマトグラフィー質量分析装置の購入について
- (2) 納期 令和3年9月30日
- (3) 納入場所 浜松市上下水道部浄水課
- (4) 調達物品の特性 仕様書のとおり

#### 2 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮しての本件入札に係る特記事項

##### (1) 納入遅延等に対する入札参加停止措置等の不適用

本件入札の落札者は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響（入札対象物品等を製造する工場等の休止又は製造規模縮小による遅延、流通停滞、落札者の事業所等の一時閉鎖、落札者従業員等の感染、落札者の判断による感染拡大防止のための営業中止又は勤務形態の変更等）により、入札対象物品の納入遅延その他契約の履行に支障が生じるとき又はそのおそれがあるときは、速やかに本市（上下水道総務課）へ申し出ること。

申出を受け、本市が納入遅延等を新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるものと認めるときは、落札者に対し、納入遅延等についての入札参加停止措置又は遅延損害金、違約金若しくは損害賠償の請求は行わないものとする。ただし、納入遅延等により本市業務に支障が生じるときは、契約書の定めに基づき催告の上、契約を解除することがある。契約を解除したときは、本市は当該契約解除により落札者に生じた損失を負担しない。

納入遅延等により契約期間その他契約内容等を変更する必要があるときは、落札者と本市が協議して必要事項を定めるものとする。

##### (2) 一部の入札書類についての押印省略

本件入札では、入札参加資格確認申請書、入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求書について、契約印（※）の押印省略を認める。ただし、入札書、委任状及び契約書の契約印の押印省略は認めない。

※ 本市の入札参加資格審査申請において使用印鑑として届け出した印をいう。

##### (3) 入札書の提出方法の追加等

本件入札では、入札書の提出方法を、従来の「①入札執行日時に入札場所へ持参」しての提出に加え、「②上下水道総務課での事前提出」及び「③郵送等による提出」の2つの方法を認める。各提出方法の詳細は、別記の7で確認すること。また、その他の提出書類も持参以外の提出方法を認めるので、各項で確認すること。

### 3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市告示第390号）の規定により、令和元・2年度の競争入札参加資格（物品 業種分類2032環境保全機器類 または 2033試験検査計測(量)機器類）の認定を受けている者であること。
- (3) 浜松市内に本店または支店を有する者(市内業者または準市内業者)であること。
- (4) 浜松市上下水道部物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、管理者が特に必要と認める資格を有していること。

### 4 一般競争入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）（以下「確認申請書」という。）を別記の1により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は別記の2により文書で通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、浜松市上下水道部に対し別記の3によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。
- (3) 参加資格がないと認められた者及び別記の1の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

### 5 契約書案、入札心得及び仕様書等について

- (1) 契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等（以下「仕様書等」という。）は、別記の4により閲覧及び提供をする。
- (2) 仕様書等に対する質問書は、別記の5により提出すること。
- (3) (2)の質問に対する回答は、別記の6により入札執行日の前3日間浜松市上下水道部上下

水道総務課において閲覧に供するとともに入札に参加するすべての者に質問に対する回答書を提供する。

## 6 説明会の日時及び場所等

説明会は、行わない。

## 7 一般競争入札執行の日時及び場所等

一般競争入札は、別記の7により執行する。

## 8 入札方法等

- (1) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (2) 1回目の入札で落札者がいない場合には2回目の入札を実施するが、事前提出及び郵送等による提出による入札者は、2回目の入札に参加できない。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

## 9 入札保証金

この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

## 10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札
- (2) 仕様書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (3) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後入札執行時点において3に掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札
  - ア 人的関係
    - (ア) 一方の会社の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）
    - (イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

### 11 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

### 12 開庁時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

### 13 入札及び契約担当課

〒430-0906 浜松市中区住吉五丁目13番1号

浜松市上下水道部上下水道総務課総務・防災グループ

電話：053-474-7011

FAX：053-474-0247

E-mail：suidow-s@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 【 別 記 】

### 1 一般競争入札参加資格確認申請書

- (1) 提出方法 持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。
- (2) 受付期間 令和3年3月8日（月）から 令和3年3月12日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）  
（持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。）
- (3) 提出先 浜松市上下水道部 上下水道総務課 053-474-7011
- (4) 様式 管理者が定める様式とする。
- (5) その他  
ア 入札参加資格確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①上下水道総務課で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。）を記載すること。なお、郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、84円切手を貼った返信用封筒を添付すること。  
イ 入札参加資格確認申請書に、入札書の提出方法の予定（①入札日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は別記の7に記載のとおり。）を記載すること。なお、入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、上下水道総務課へ連絡すること。

### 2 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

- (1) 通知方法  
次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。  
ア 上下水道総務課で受け取り  
イ 郵送 （※郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、84円切手を貼った返信用封筒を添付すること。）  
ウ 電子メール （※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを入札参加資格確認申請書に記載すること。）
- (2) 確認結果の通知日  
ア 上下水道総務課で受け取りの場合  
令和3年3月16日（火）午後1時から令和3年3月22日（月）までの間に、上下水道総務課で受け取ること。（12項に記載する開庁時間内に限る。）  
イ 郵送又は電子メールの場合  
令和3年3月16日（火）に発送又は発信する。

### 3 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求めることができる。

(1) 要求方法

要求期限までに文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 要求期限

令和3年3月18日（木）午後5時15分まで（提出先に必着）

（持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。）

(3) 提出先

浜松市上下水道部 上下水道総務課

(4) 様式

任意の様式を用いること。

(5) 要求への回答

理由説明要求に対する本市の回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

#### 4 仕様書等の閲覧及び提供

(1) 提供方法

ア 上下水道総務課で配布（1者につき1部。無料。）

イ 電子メールで送信（送信希望者は、上下水道総務課に依頼すること。）

(2) 提供期間

令和3年3月5日（金）から令和3年3月24日（水）まで

（配布又は貸し出しは、12項に記載する開庁時間内に限る。）

#### 5 仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

質疑応答書を持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 質問期限

令和3年3月17日（木）午後5時15分まで（提出先に必着）

（持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。）

(3) 提出先

浜松市上下水道部 上下水道総務課

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和3年3月22日（月）から上下水道総務課において閲覧に供するとともに入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

#### 6 入札執行日時等

(1) 日 時 令和3年3月26日（金）午前10時

(2) 場 所 浜松市上下水道部 住吉庁舎 第1会議室

## 7 入札書の提出方法

### (1) 提出方法

次のいずれかの方法により提出すること。

ア 入札執行日時に入札場所へ持参

イ 受領期間内に上下水道総務課へ持参（以下「事前提出」という。）

ウ 受領期限までに上下水道総務課へ郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）

### (2) 事前提出の場合の受領期間及び提出先等

ア 受領期間 令和3年3月22日（月）から令和3年3月24日（水）まで  
（12項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 提出先 浜松市上下水道部 上下水道総務課

ウ その他 別紙「入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）」に従い、提出すること。

### (3) 郵送等による入札書の受領期限及び送付先等

ア 受領期限 令和3年3月24日（水）午後5時15分まで（送付先に必着）  
いかなる理由であっても受領期限に遅れたときは、当該入札書は無効とする。

イ 送付先 浜松市上下水道部 上下水道総務課（13項に記載のとおり。）

ウ その他 別紙「入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）」に従い、提出すること。

### (4) 提出方法の予定の変更及び提出の取りやめ

入札参加資格確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、上下水道総務課へ連絡すること。

## 仕様書

- 1 物品名 高速液体クロマトグラフー質量分析装置（以下、LC-MS。）
- 2 納入期限 令和3年9月30日
- 3 納入場所 浜松市北区大原町50番地 大原浄水場 UV分析室
- 4 品名規格 以下で構成されたLC-MS及びその付属品 ※同等品不可 1式
  - (1) 高速液体クロマトグラフ（以下、LC。）  
アジレント・テクノロジー株式会社 1260 Infinity II
  - (2) トリプル四重極型質量分析計（以下、MS。）  
アジレント・テクノロジー株式会社 6470B
- 5 条件及び注意事項
  - (1) 装置の構成等 装置の構成は、次のアからエまでを満たすものとする。
    - ア 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号。以下、公定法という。）別表第17の2（ハロ酢酸）及び別表第18の2（臭素酸）並びに水質管理目標設定項目の検査方法（平成15年10月10日付健水発第1010001号別添4。以下、通知法という。）目標15（農薬類。別添方法18、19、20、20の2、21及び22に限る。以下、同じ。）及び目標31（ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA））に準拠した方法で試料の測定ができること。
    - イ 上記アの方法で100検体以上の試料を連続して測定できること。
    - ウ 移動相を4本接続可能で、そのうち2溶媒による低圧混合又は高圧混合のグラジエント送液ができること。
    - エ 上記アの方法でカラムを手締めで接続ができること。（レンチ等の工具を必要としないこと。）
  - (2) 付属品等 装置には、次のアからエまでを付属させること。
    - ア 装置本体及び付属品等を据付する実験台 1式
    - イ ドライガス用の窒素ガス発生器 1台
    - ウ 据付に伴う配管、配線等に必要な部品 1式
    - エ 装置の運転を制御するための情報処理端末 1式

- オ 測定データを演算処理するための情報処理端末 1式
- カ 表計算用ソフトウェア（情報処理端末にインストールすること） 2式
- キ データ出力用のA4モノクロレーザープリンター 1台
- ク 上記エのプリンター用の予備トナー 3個
- ケ 5年分の測定結果（約20,000検体）のバックアップ用の情報媒体 1個
- コ 5（1）アの方法に必要なカラム及びガードカラム 各2式
- サ 目標31の方法に必要なディレイカラム 2本
- シ ポリエチレン製の測定用バイアル 2,000個
- ス 日常のメンテナンス等に必要な工具類 1式
- セ 次に掲げる消耗品の予備（品番）
  - ・ロータリーポンプ用オイル 1L（6040-1444） 1本
  - ・オイルミストフィルタ（G1960-80039） 1個
  - ・窒素ガスフィルタ（RMSN-4） 2個
  - ・ローターシール（0101-1409） 1個
  - ・コイルスプリング（1460-2571） 2個
  - ・ネブライザニードル交換キット（G1958-60137） 1式
  - ・ESIキャリブラント（G1969-85000） 1個
  - ・イオンインジェクタ（G7604-60000） 1個
  - ・FSキャピラリー（G1960-80060） 1個
  - ・ポンプアウトレットフリット 2個（5067-5716） 1式
  - ・フィルターフリット 4個（5021-7704） 1式
  - ・溶媒フィルタ（5041-2168） 4個
  - ・ピストンシール（0905-1719） 1個
  - ・ローターシール（0101-1416） 1個
  - ・ニードルアセンブリ（G7129-87200） 1個
  - ・ニードルシート（G7129-87017） 1個

### （3）納 入

- ア 装置の搬入、据付、調整及び製造業者が規定する動作確認、性能確認を行うこと。また、その内容を文書に記録すること。
- イ 据付、調整後、公定法別表第17の2及び別表第18の2並びに通知法目標31に準じた測定を行い、水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン（平成24年9月6日付け健水発0906第1号別添）に基づく検量線の評価、添加試料の評価の結果が次の（ア）及び（イ）の目標を満たすこと。ただし、検量線を作成するための標準試料濃度は、ハロ酢酸は0.002、0.004、0.01、0.02mg/L、臭素酸は0.0001、

0.0002、0.0005、0.001mg/Lとし、添加濃度はそれぞれの最低濃度とする。なお、試料、移動相の調製は発注者が行い、装置による測定は受注者が行うものとする。

(ア) 低濃度から高濃度の順に標準試料を繰返し3回測定し、各濃度点の平均値が、ハロ酢酸は調整濃度の80%から120%、臭素酸は90%から110%であること。また、直線回帰による相関係数が0.99以上であること。なお、原則として各濃度点の重み付けは行わないこと。

(イ) 精製水及び水道水について、それぞれ5個の添加試料を測定し、得られた測定結果の真度がハロ酢酸は80%から120%、臭素酸は90%から110%、併行精度がハロ酢酸は20%、臭素酸は10%以内であること。

ウ 公定法別表第17の2及び別表第18の2並びに通知法目標15及び目標31に準じた測定を行うための条件設定を行うこと。

エ 装置に転倒・崩落を防止する措置を講じること。

オ 据付、調整後、職員に対して操作及び保守に関する説明とトレーニングを実施すること。また、必要な資料を5部用意すること。

カ 装置の搬入等の際して、施設の設備等に損害を与えた場合は、受注者の責任において原状に復すること。

キ 梱包材等の不要物はすべて持ち帰ること。

ク 装置及びその付属品はすべて新品であること。

ケ 重大な装置の欠陥等による故障が発生した場合、新品と交換すること。

#### (4) その他

この仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、その都度浄水課と協議し、その指示に従うこと。

## 6 製品指定の理由

5(1)の条件を満たす装置の構成が可能で、かつ水質検査結果の信頼性の確保及び確実かつ安全な装置の運転のために必要な以下のすべての条件を満たす唯一の装置であるため。

(1) 公定法別表第17の2及び別表第18の2の測定においては水道水水質基準の10分の1、通知法目標15の測定においては水質管理目標値の100分の1（通知法に参考と付された方法は除く。）、通知法目標31の測定においては水質管理目標値の10分の1の濃度で十分な測定精度を有すること。

(2) 日本国内の水道事業者での運用実績があり、不具合が生じた場合等に、速やかに必要な部品の供給が可能であること。

(3) LCとMSの製造者が同一であること。

- (4) LCの移動相残量が指定する液量に達した時点で送液を停止できること。
- (5) MSのイオン導入部が直行型であること。
- (6) MSのイオン源のネブライザの位置調整が不要であること。
- (7) コリジョンガスが窒素（純度99.9999%）であること。
- (8) LC及びMSの分析条件を1つの電子ファイルで設定し、制御できること。